

平成28年7月20日

東海村農業委員会農地等の利用最適化に関する指針

東海村農業委員会
会長 舩井 操

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、東海村農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。なお、この指針は、農地等の利用の最適化を目指すため、継続的に見直しが必要であることから、概ね5年ごとに見直しを行うものとする。

記

1. 遊休農地の解消と非農地の判断について

遊休農地の解消目標 10ha

非農地の判断

(1) 目標設定の考え方

本村においては、平成28年4月現在で農地面積が約1,033.4ha、その内遊休農地は13.4haであり、農地面積全体の約1.3%を占めている。このことから、農業委員会で遊休農地を再度確認し、「再生可能」と「再生困難」に分け、所有者等に対し利用意向調査を行うと同時に、新規発生を抑制しながら平成35年度までの8年間で全面解消を目指す。

このため、今後5年間で10haの遊休農地の解消を図ることを目標とする。

また、遊休農地のほか、約6haは「雑種地や山林などへの地目変更をすべき非農地状態」にある。農地として再生困難な土地については、農業委員会で「非農地判断」を早急に行い対応する。

(2) 遊休農地解消の具体的な取組み方法

集落営農への団地化補助金や農機具の共同購入への補助金などで農地流動化が促進され、担い手農家への土地利用集積による遊休農地の解消が期されてきたが、農業従事者の高齢化や後継者不足が急速に進展する中で更なる取組みが期待されている。

このため、

- ① 遊休農地の現況調査や所有者への利用意向調査(約180筆)を行う。
- ② 農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けを行う。
- ③ 不在村者所有や所有者不明の遊休農地については、実態を把握し、農地としての有効利用を考えると同時に農地法に基づき適切に対応する。
- ④ 転作奨励による圃場管理と団地化補助金や農機具の購入などに対する補助金制度の在り方等について村と協議や検討を進める。
- ⑤ 農家が直接運営する家庭菜園(300～500㎡/区画)のルール化を検討し、菜園利用者に対して新規就農につながる情報提供等を行う。また、村広報等を通じて家庭菜園運営農家等を紹介し、農具や簡易型耕運機などの貸出し支援も行う。
- ⑥ 毎月15日を農地パトロール日と定め、農業委員・農地利用最適化推進委員がそれぞれで村内を巡回し、遊休農地の確認や解消に向けた調査・報告を行う。
- ⑦ 今後具体的にどのような農業を振興していくのか、どのような土地利用を考えていくのか、農業振興地域の農用地をどのように利用していくのか等、農業振興地域整備計画の見直しに向けて協議を進める。

2. 担い手への農地利用集積について

担い手への農地利用集積目標 255ha

(1) 目標設定の考え方

県内においては、平成26年3月現在で農地面積が173,000haで、平成35年度までの担い手への農地の集積目標値を国の考えに即して、基準年度(平成25年度)の集積率の2.5倍の114,180ha(66%)に設定している。

本村においては、平成28年4月現在で遊休農地を除く農地面積が約1,020haあり、認定農業者などの担い手への農地利用集積は、約165.9ha(約16.3%)と低い状況にある。

しかし、村認定農業者協議会に加盟している会員は現在30人(法人含む、内約80%が水稲、小麦、加工甘薯を営農)おり、会員も少しずつ増えてきている状況にあることから、本村においても平成35年度までの集積目標を、基準年度(平成25年度)の集積率15.8%の約2.5倍に当たる40%(408ha)に設定する。

このため、今後5年間(平成32年度)の目標を、全体の25%に当たる255ha(水稲、小麦、加工甘薯を営農している認定農業者一人当たり約10ha)と定める。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取組み方法

- ① 効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者、生産組織、小規模な兼業農家、高齢農家など自給的な農家、土地持ち非農家等の相互間で、農地の利用や地域資源の維持管理について、村・地域と協力して合意形成を図り、それぞれの役割分担を明確にしながら相互にメリットを享受できる体制作りを促進し、村及び集落ごとの「人・農地プラン」の策定に協力する。
- ② 村と協力して農地所有者への利用意向調査(約2,300戸)を実施し、的確なニーズ把握を行う。
- ③ 担当(小学校区)エリアの各集落実践委員会と協議しながら利用集積を進める。なお、今後の事業展開によっては新たな組織体制作りも考えていく。
- ④ 東海村農業振興計画(平成27年11月策定)に基づき、東海村の効率的な営農モデルも参考にした就農指導を行政やJA担当者と共に積極的に支援する。
- ⑤ 営農モデルに沿った営農指導を行政やJA担当者と共に積極的に行う。

3. 新規参入の促進について

新規参入の促進目標 5経営体

(1) 目標設定の考え方

東海村第5次総合計画後期基本計画(平成28～32年度)及び同実施計画並びに東海村まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年10月策定)に基づき、年間1経営体とし、5年間で5経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取組み方法

- ① 農業委員会窓口でも村と連携を図りながら、新規就農希望者に対する就農相談を行う。
- ② 農家子弟を中心とした担い手確保に加え、集落営農組織内での担い手の発掘、Uターン者や企業等を含む農外からの参入者、女性や定年帰農者など幅広く、新規就農者の継続的な確保・育成を図る。
- ③ 耕作者台帳を整備し、毎年度農地の利用状況を示した東海村全体及びそれぞれの地区毎の「農地利用地図」を作成、公開し、順調な営農の定着と拡大が出来るよう適切な農地の斡旋を行う。
- ④ 村を含む農業に対する助成制度について、新規参入者に対し分かりやすい資料作成、説明に努め、不安解消や継続的な相談体制、営農体制のチェックも含め環境を整備する。
- ⑤ 個別の農家や既存の農業法人等の協力を得て、利用率の低いものや利用しなくなった資機材等については、新規就農者に優先的に紹介するなど、新規就農者の初期費用の圧縮に協力する。また、村と協議しながら、これまでの補助事業について継続的な見直しを行うとともに必要な施策を行う。
- ⑥ 家族経営協定の積極的な活用を周知する。
- ⑦ 農業を職業として選択することを促すような、やりがいと魅力がある農業を

目指し、新たに就農を希望する人を対象にした学習農園を実施し、修了者の就農先の確保を支援するとともに、人材の育成と農業の継続的な発展に努める。

- ⑧ 農業の導入として、レクリエーションとして農業を行う家庭菜園や、食に関する感謝の心を育み農業への理解を深めるため、子どもを対象に農業体験を実施する。

以上

平成28年7月11日開催の東海村農業委員会第4回総会で決定
平成29年1月20日、2-(1)の下線部を追加